

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	長瀬児玉線		
供用開始の区間	秩父郡長瀬町大字本野上字袋一一六番一 二地先から同郡同町大字本野上字袋一三一番一 地先まで		
供用開始の期日	平成二十九年二月十日		
備考	平成二十七年二月十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号及び平成二十九年二月十日付埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五八・八八メートル		